

指名停止措置について

1 指名停止措置業者名

業 者 名	代表者氏名	住 所
正木林業株式会社	代表取締役 中山 ユキエ	愛媛県南宇和郡愛南町正木1982番地

2 指名停止措置期間

平成26年10月9日 ～ 平成26年12月8日 (2ヶ月間)

3 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

4 指名停止の理由

正木林業株式会社は、平成25年6月14日付けで愛媛森林管理署長と契約した「森林環境保全整備事業(替地山3068外保育間伐【活用型】・受光伐)」において、事業実行中に発生した4日以上の労働災害を、所轄の宇和島労働基準監督署長に遅滞なく報告することをしなかったとして、平成26年8月13日、愛南簡易裁判所より、罰金の略式命令を受けた。

このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付59林野経第156号)の別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

平成26年10月9日

四国森林管理局長 浅 川 京 子

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060